

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

（１）外国人登録法の廃止に伴う改正

外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられることから、外国人登録法が廃止(21.7.15 公布、24.7.9 施行)されることに伴い、外国人登録原票の写し等の交付事務に係る手数料を削る。

（２）ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料等の新設

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正(24.3.30 公布、24.10.1 施行)により、ふぐ加工製品取扱届出済票の交付及び再交付に係る事務を区が行うこととされることに伴い、当該事務に係る手数料を新設する。

(ア) ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料 3 , 0 0 0 円

(イ) ふぐ加工製品取扱届出済票再交付手数料 2 , 4 0 0 円

2 施行期日等

（１）については本年 7 月 9 日、（２）については本年 10 月 1 日